各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況（随時）

内閣、デジタル庁等

検査の背景

- ✓ 国の行政機関等が実施する業務において、情報システムの利用が拡大。サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じるなどしていることから、情報システムにおける**情報セキュリティ**の確保が重要
- ✓ 国のサイバーセキュリティに関する施策は、内閣に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部、内閣官房に設置された内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ。令和7年7月以降は国家サイバー統括室）、デジタル庁等により推進
- ✓ 国の行政機関等は、自らの責任において**統一基準群**（注1）等に基づき情報セキュリティ対策を講ずる。情報セキュリティインシデントが発生しており、情報セキュリティ対策等に関する取組の推進がより一層求められている

（注1）国の行政機関等が講ずべき対策の基準として、戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年7月改定）」等

検査の状況

1. 各府省庁等が3～5年度に整備、運用等に係る経費を支払った対象システム（注2）は、
   ・本府省庁等24機関：224システム（契約2,875件、支払額計8439億7577万円）
   ・地方支分部局16機関：128システム（契約658件、支払額計362億1604万円）

   （注2）6年3月末時点で各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム
2. 各機関で統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたこと、基本対策事項についての理解が十分でなかったことなどのため、情報セキュリティ対策が**適切に講じられていない**などの状況あり

   (1) 情報システムＩＤ（注3）が付番されていない**ＩＤ無しシステムは**計23機関の137システム。
   ソフトウェアのぜい弱性対策等の対策について、ＩＤ無しシステムはＩＤ付きシステムより**実施割合**が**低い**

   （注3）デジタル庁が政府情報システムのより適切な管理等を実施するために、プロジェクト監理の一環として各政府情報システムに付番するＩＤ

   (2) 業務委託に係る情報セキュリティ対策について、調達仕様書等に定めることとされている事項（委託先で実施する対策に関する事項や再委託に係る事項）の一部が**定められていない**契約あり
3. 統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について、一部の府省庁等において、監査実施計画が**未策定**、または計画以外で業務委託により実施した監査の監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有されず**　等

所見

- ✓ ＩＤ無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、**ＩＤの取得**を検討するとともに、デジタル庁において、既存の情報システムのＩＤを取得する場合の**手続等**を**明確**にすることを検討すること（検査の状況2(1)）
- ✓ 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託等に係る**情報セキュリティ対策**を講ずること（検査の状況2(2)）
- ✓ 各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を**策定**し、当該計画に基づき監査を実施すること。また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有**されるように対応を検討すること（検査の状況3）　等

Copyright©2025　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年9月12日の報告書を参照

各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況（随時）

内閣、デジタル庁等

検査の背景　国の情報セキュリティ対策の概要等（報告書P1～11）

- 国の行政機関等が実施する業務において、情報システムの利用が拡大。サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じ、深刻化するなどしていることから、サイバーセキュリティの確保により、情報システムにおける**情報セキュリティ**の確保が重要
- 国のサイバーセキュリティに関する施策は、内閣に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部（本部）、内閣官房に設置された内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ。令和7年7月以降は国家サイバー統括室）、デジタル庁等により推進
- 国の行政機関等は、**統一基準群**等（右図参照）に基づき自らの責任において情報セキュリティ対策を講ずる。国の行政機関においても、情報セキュリティインシデントが発生しており、情報セキュリティ対策等に関する取組の推進がより一層求められている
- デジタル庁は、情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括、監理等を行う。事業を特定してより適切な管理等を実施するために、予算要求前から執行の段階までを含むプロジェクト監理の一環として、各政府情報システムに**情報システムＩＤ**を付番

＜統一基準群の体系等＞

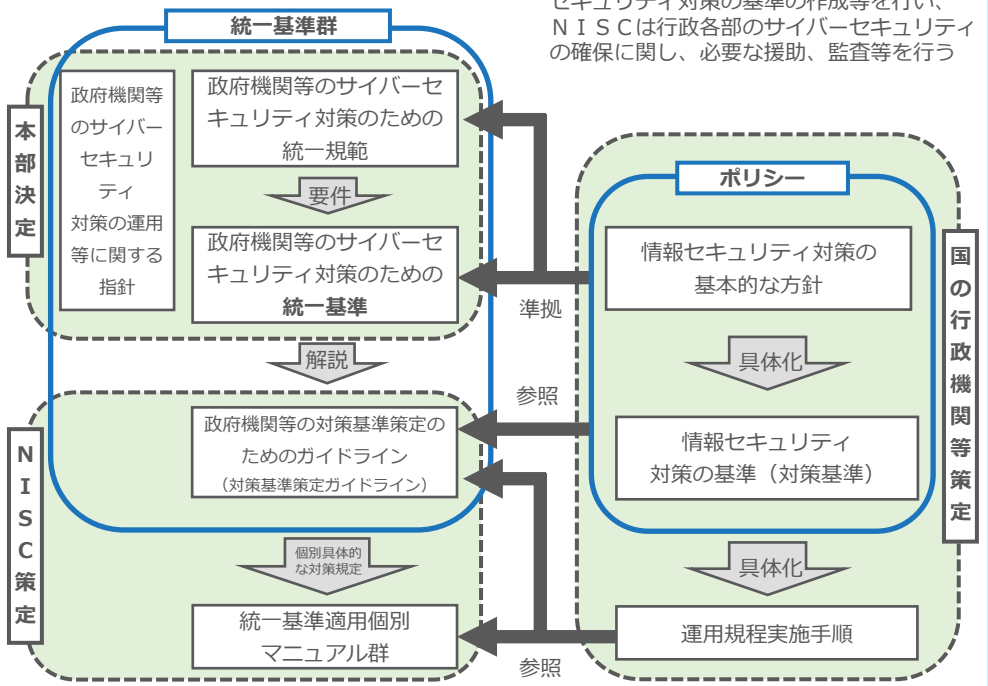

（注1）本部は国の行政機関等におけるサイバーセキュリティ対策の基準の作成等を行い、ＮＩＳＣは行政各部のサイバーセキュリティの確保に関し、必要な援助、監査等を行う

対象システム（本府省等24機関の236システム、地方支分部局16機関の120システム）（注2）に係る情報セキュリティ対策等の状況について、3～5年度を対象として検査　（注2）6年3月末時点で各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム

検査の状況１　対象システムの整備、運用等に係る経費の支払状況及び契約の状況（報告書P14～19）

- 対象システムの整備、運用等に係る経費の支払状況等（3～5年度）は下表のとおり

機関	経費の支払を行った対象システム数	契約件数	支払われた経費の額
本府省庁等24機関	224システム	2,875件	**8439億7577万円**（整備経費2921億9988万円、運用等経費5517億7589万円）
地方支分部局16機関	128システム（注）	658件	**362億1604万円**（整備経費　154億3140万円、運用等経費　207億8464万円）

（注）本府省庁等の対象システムの中に、地方支分部局が利用していて経費の支払を行ったものがあるため、対象システム数（120システム）を上回っている

Copyright©2025　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年9月12日の報告書を参照

各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況（随時）

内閣、デジタル庁等

検査の状況２(１) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等（報告書P19～37）

実施状況等の全体像

- 統一基準に基づき、情報セキュリティ対策が適切に講じられているかなどを確認したところ、各機関で統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたこと、基本対策事項についての理解が十分でなかったことなどのため、下表のとおり情報セキュリティ対策が**適切に講じられていない**などの状況が見受けられた

統一基準の部	見受けられた主な状況	報告書のページ
第2部	統一基準群に準拠させるためのポリシーの改定を完了していない	21～22
第4部	業務委託に係る調達仕様書等に定めるべき事項が定められていない　など（**本資料の次ページ**参照）	30～37
第5部	情報システム台帳に記載されておらず台帳による管理が行われていない　など	20～21、25～27
第6部	統一基準群に準拠した対策が講じられていない（ソフトウェアに関するぜい弱性対策が講じられていない、アクセスの権限・主体認証情報の管理が適切でない、点検対象ログが取得されていない　など）	23～25

情報システムＩＤの付番等

- 情報システムＩＤが付番されていないＩＤ無しシステムは計23機関の137システム（本府省庁等13機関の42システム、地方支分部局10機関の95システム）
- ＩＤ付きシステムとＩＤ無しシステムの別に、情報セキュリティ対策の実施状況をみると・・・

→ ＩＤ無しシステムは、ＩＤ付きシステムよりも情報セキュリティ対策の**実施割合**が**低く**なっていた（右図参照）

デジタル庁が定めたＩＤ取得要領（情報システムＩＤの取得等実施要領（3.0版））には、既存の情報システムに係るＩＤを取得する場合の手続等は明確に記載されていない

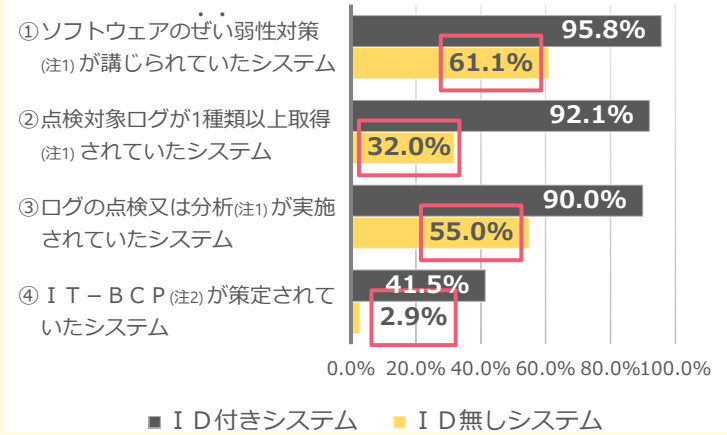

(注1) 統一基準に準拠した対策（上記第6部参照）
(注2) ＮＩＳＣ作成のガイドラインに基づき各府省庁等が策定した情報システム運用継続計画

所見　ＩＤ無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、情報システム**ＩＤの取得**について検討するとともに、デジタル庁において、ＩＤ取得要領を改定するなどして、既存の情報システムに係る情報システムＩＤを取得する場合の**手続等**を**明確**にすることについて検討すること

Copyright©2025 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年9月12日の報告書を参照

各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況（随時）

内閣、デジタル庁等

検査の状況２(2) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等（報告書P19～37）

業務委託に係る情報セキュリティ対策の実施状況

統一基準群において調達仕様書等に定めることとされている事項

① 国の行政機関等が情報システム等の開発、運用等の業務を外部に**委託**する場合：委託先で実施する情報セキュリティ対策に関する7事項
（例：情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法に係る事項（確認方法に係る事項）等）

② 委託先が業務の一部を**再委託**する場合：再委託に係る2事項
（例：再委託先での情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を国の行政機関等に提供して、再委託の承認を受けること）

業務の委託先における情報セキュリティ対策

➢ 本府省庁等16機関の1,138件、地方支分部局16機関の213件の業務委託に係る契約において、上記①の7事項が定められているかなどを確認したところ・・・

	7事項のうち一部が定められていなかった		うち確認方法に係る事項が定められていなかった		確認方法に係る事項が定められていた		うち確認が実施されていなかった	
	機関	件	機関	件	機関	件	機関	件
本府省庁等	15	921	14	389	15	749	14	233
地方支分部局	16	198	15	157	7	56	6	23

・7事項のうち一部の事項が**定められていなかった**契約あり
・確認方法に係る事項が定められていたが、確認が**未実施**の契約あり

業務の再委託先における情報セキュリティ対策

➢ 再委託が実施されていた本府省庁等16機関の551件、地方支分部局10機関の75件の契約において、上記②の2事項が定められているかなどを確認したところ・・・

	再委託に係る事項のいずれか又は両方が定められていなかった		再委託に係る事項の全てが定められていた		うち再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が提供されていなかった	
	機関	件	機関	件	機関	件
本府省庁等	13	213	13	338	12	93
地方支分部局	10	62	3	13	3	11

・再委託に係る事項のいずれか又は両方が**定められていなかった**契約あり
・再委託先の対策の実施状況を確認するために必要な情報が**提供されていなかった**契約あり

＜事例＞
（報告書P34～35）

調達仕様書等には、対策の実施状況を確認するために必要な情報を委託先が提供することが定められていなかった
⇒再委託を承認した際に、委託先から必要な情報の提供を受けていなかった

所見 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託等に係る**情報セキュリティ対策**を講ずること

Copyright©2025 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年9月12日の報告書を参照

各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況（随時）

内閣、デジタル庁等

検査の状況３　情報セキュリティ対策に係る教育等及び監査の状況（報告書P37～45）

情報セキュリティ対策に関する教育等の状況

- ＮＩＳＣは、国の行政機関等の情報セキュリティ対策推進体制に属する職員等を対象に、統一基準群等についての講義を実施（5年度に延べ2300名参加）
- 一方、検査の状況２のとおり、各機関において統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたなどのため、情報セキュリティ対策が**適切に講じられていないなどの状況**

所見　国家サイバー統括室において、対策基準策定ガイドライン等の改定に当たり、情報セキュリティ対策がより確実に講じられるよう**記載内容**を**工夫**するとともに、統一基準群の内容や情報セキュリティ対策の必要性についての理解が更に深まるように引き続き**教育等の取組**を進めること

（各府省庁等における教育の実施状況は、報告書P37～39参照）

情報セキュリティ監査の実施状況等

情報セキュリティ監査の概要

- 統一基準群によれば、国の行政機関等は、対策基準が統一基準等に準拠していることなどを確認するために**情報セキュリティ監査**を行う必要あり
- 情報セキュリティ監査責任者（注1）は、監査対象、監査の実施方法等を記載した**監査実施計画**を定めるとともに、情報セキュリティ監査実施者に当該計画に基づく監査（**計画監査**）を実施させ、監査結果を監査報告書として最高情報セキュリティ責任者（注2）に報告する

（注1）監査に関する事務を統括する者　（注2）情報セキュリティに関する事務を統括する者

計画監査の実施状況等

- 19府省庁等における計画監査の実施状況等を確認したところ・・・

・監査実施計画が**策定されていなかった**（3年度：3府省庁等、4年度：2府省庁等、5年度：1府省庁等）
・監査実施計画は策定されていたが、計画監査が**実施されず**（3年度：1府省庁等）

監査結果に係る情報共有の状況

- 19府省庁等のうち4府省庁等では、計画監査以外に、情報システム担当部局が情報セキュリティ監査を業務委託により実施（計画外監査）
- 計画外監査の結果も組織全体の対策に活用することが有効であることから、組織内で情報共有されているか確認したところ・・・

監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有されず**（4府省庁等の委託契約17件のうち14件（11システム））

<事例>　報告書P44
計画外監査の結果、要機密情報を取り扱う際に用いるパスワードがポリシー等の規定を満たしておらず、不正アクセスを引き起こすおそれがあると指摘あり
⇒しかし、情報システム担当部局は対策を講じていたものの、結果を情報セキュリティ監査責任者等に情報共有せず

所見　各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を**策定**し、当該計画に基づき**監査**を**実施**すること。
また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有**されるように対応を検討すること

Copyright©2025　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年9月12日の報告書を参照